

愛知県の最低賃金

(地域別最低賃金)

<効力発生日 平成9年10月1日>

最低賃金の件名	日額	時間給	適用労働者の範囲
愛知県最低賃金	5,226	654	愛知県内で働く全ての労働者に適用されます。

(産業別最低賃金)

<効力発生日 平成9年12月21日>

最低賃金の件名	日額	時間給	適用労働者の範囲
染色整理業 (系染色を除く)	5,540	693	左の各産業に属する事業場で働く労働者に適用されます。
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業 鋼材製造業	6,140	768	ただし、次に掲げる「各産業別最低賃金に共通の適用除外労働者」及び「各産業別最低賃金ごとの特定の軽易業務」に主として従事する労働者については、上記の愛知県最低賃金が適用されます。
一般機械器具製造業	6,065	759	【各産業別最賃共通の適用除外労働者】 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3ヶ月(染色整理業にあつては6ヶ月)未満の者であつて技能習得中の者 (3) 清掃、片づけ、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
電機機械器具製造業	5,780	723	
輸送用機械器具製造業	6,115	765	
計量器・測定器・分析機器			
試験機、工学機械器具	5,760	720	
レンズ、時計・同分品製造業			
各種商品小売業	5,750	719	
自動車(新車)、自動車部分品 付属品小売業	5,970	747	

(留意事項)

- (1) 最低賃金は、事業場で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用され、事業主は、雇用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- (2) 最低賃金の時間額は時間給制の労働者に適用され、日額は時間給制以外の労働者に適用されます。
- (3) 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は加入されません。
臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
時間外労働、休日労働、深夜労働に対する割増賃金
精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (4) 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者等の最低賃金適用除外は、愛知労働基準局長の許可を個別に受けなければなりません。